

(報告事項) 令和2年度からの保育所の利用定員の変更について

保育幼稚園課

利用定員については、質の高い教育・保育が提供されるよう、各施設の意向を十分に考慮しつつ、最近における実利用人員の実績や今後の見込み、市町村子ども・子育て支援事業計画への影響等を踏まえながら、適切に見直すべきものとされています。

また、この利用定員によって、施設への給付費（委託費）計算に係る単価水準が決まることから、特に、私立施設については、施設の経営に多大な影響を及ぼすため、必要に応じ利用定員を見直し、適正な給付費（委託費）を収入する必要があります。

このたび、事業者から申出のありました令和2年度からの保育所の利用定員の変更について、次のとおり県へ届出を行う予定であることを報告します。

1) 変更施設・内容

施設種別	施設名称	利用定員の変更
私立保育所	三田保育園	50 人⇒60 人（増加）
私立保育所	友生保育園	70 人⇒60 人（減少）
私立保育所	長田保育園	50 人⇒40 人（減少）
私立保育所	みどり第二保育園	120 人⇒105 人（減少）

2) 変更日

令和2年4月1日

◎添付資料

【別表1】計画中間案における数値（確保方策）との比較